明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（四五）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（法律第四五号）（総務省）

1　目的（第一条関係）

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とすることとした。

2　定義（第二条関係）

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二〇年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいうものとすることとした。

3　特別給付金

㈠　特別給付金の支給（第三条第一項関係）

本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を支給することとした。

㈡　支給内容（第四条関係）

特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給することとした。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二三年一二月三一日まで	二五万円
昭和二四年一月一日から昭和二五年一二月三一日まで	三五万円
昭和二六年一月一日から昭和二七年一二月三一日まで	七〇万円
昭和二八年一月一日から昭和二九年一二月三一日まで	一一〇万円
昭和三〇年一月一日以降	一五〇万円

㈢　支給手続等（第三条第二項～第四項、第五条～第一二条及び第一四条関係）

⑴　特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行うこととした。

⑵　⑴の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二四年三月三一日までに行わなければならないこととし、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこととした。

⑶　その他特別給付金の支給を受ける権利の承継、特別給付金の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止、基金の役職員等の秘密保持義務及びその違反に対する罰則等、特別給付金の支給に関し必要な事項を規定することとした。

4　強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針（第一三条関係）

政府は、強制抑留の実態調査等（戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置をいう。）を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならないこととした。

5　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、3の㈢⑶の罰則は公布の日から起算して二〇日を経過した日から、4は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

6　3の㈢⑴にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができないこととした。（附則第二条関係）

7　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正（附則第三条関係）

㈠　基金の業務として、特別給付金の支給に関する業務を追加することとした。

㈡　基金は、特別給付金の支給に関する業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができるものとした。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとすることとした。

8　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正（附則第四条関係）

㈠　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する期日を「平成二二年九月三〇日までの間において政令で定める日」から「平成二五年四月一日までの間において政令で定める日」に改めることとした。

㈡　基金は、平成二二年九月三〇日までの間において政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、特別給付金の支給に関する業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）以外の業務を行わないものとした。

㈢　基金の財産で主として特別給付金の支給に関する業務以外の業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、㈡の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属するものとした。